資料1－2

県立病院経営委員会設置要綱（改正後）

（設置）

第１条　県立病院の運営について、専門的な観点から評価及び意見・提言を得ることにより、経営課題に的確に対応し、効果的な取組を実施するため、医療や経営等について識見を有する者から構成する県立病院経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 県立病院の経営に関する計画等の策定及び実施状況に関すること。

(2) 県立病院の経営課題に関すること。

(3) その他県立病院の経営に関すること。

（委員）

第３条　委員は、大学医学部、県外病院管理者、医療関係団体、病院経営コンサルタント、公認会計士等、医療や経営について識見を有する者から病院局長が依頼又は指名する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

（臨時委員）

第３条の２　前条に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、当該特別の事項について識見を有する者から病院局長が依頼又は指名する。

３　臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員のうちから委員の互選によって選出することとし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、招集した委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

４　委員長は、必要に応じ、委員会にワーキンググループを置くことができる。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は、病院局経営企画課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成30年５月15日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年 10 月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　年　月　日から施行する。